

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、高松市牟礼町土地改良区の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）勝仁地区（第2工区））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成22年1月28日から同年2月17日まで縦覧に供する。

平成22年1月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀